

○沖縄市情報セキュリティ基本方針

(平成 16 年 11 月 16 日決裁)

改正 平成 19 年 4 月 1 日決裁
平成 27 年 12 月 22 日決裁
令和 4 年 3 月 30 日決裁
令和 7 年 3 月 21 日決裁

(目的)

第1条 本市では、市民の個人情報等の大切な情報を含む情報資産を取り扱うことの重要性を認識し、関係する法令の遵守はもとより、個人情報等の保護に関する国際的な基準を踏まえ、制度、技術及び運用面から総合的なセキュリティ対策を講じることにより、市民に対する信頼を維持するものとする。また、これにより市民は、安定かつ安全に保護された市民サービスを活用し、安心してそのサービスを享受できるよう「沖縄市情報セキュリティ基本方針」（以下「本基本方針」という。）を定める。

なお、その実現に当たっては、変化に応じた情報セキュリティを適切なレベルで維持することが必要であり、情報セキュリティ対策を確立して、市の職員等は実施状況を定期的に見直し、継続的に改善に取り組むこととする。

(定義)

第2条 本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク：コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2) 情報システム：コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報セキュリティ：情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 情報セキュリティポリシー：本基本方針及び沖縄市情報セキュリティ対策基準をいう。
- (5) 機密性：情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性：情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性：情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることはなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）：個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (9) LGWAN 接続系：LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

- (10) インターネット接続系：インターネットメール、ホームページ管理システム等に
関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱う
データをいう。
- (11) 通信経路の分割：LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を
分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。
- (12) 無害化通信：インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等によ
り、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された
通信をいう。
- (13) 職員：地方公務員法第3条第2項、同条第3項第1号（議員を除く。）及び第1
号の2に定める者をいう。
- (14) 外部要員：本市の情報資産を取扱うことを認められた者であつて、次に掲げる者
をいう。
ア 人材派遣契約により本市に派遣された者
イ 業務委託契約（請負）に基づき、本市の情報資産を取扱うもの
ウ その他本市の情報資産の取扱いを許可されたもの
- (15) 職員等：「職員」及び「外部要員」をいう。
- (16) 各課：「沖縄市事務分掌規則第2条」で定められた課をいう。
- (17) ソフトウェア：各種コンピュータ上で稼動するオペレーティングシステム、ミド
ルウェア、アプリケーション等をいう。
- (18) 情報機器：コンピュータ（LGWAN 接続系、マイナンバー利用事務系・LGWAN のホ
スト、サーバー、端末及びパソコン）、外部記憶媒体（DVD、CD、フラッシュメモリ
等）、周辺機器（スキャナ及びプリンター等）及びその他（スマートフォン及び携
帯電話等）をいう。
- (19) 安全性：情報資産の管理において、機密性、完全性及び可用性が確保されている
状態をいう。
- (20) 個人情報等：「個人情報の保護に関する法律第2条第1項」で定められた個人情
報をいう。

（対象とする脅威）

第3条 情報資産に対する脅威として、次の各号に掲げる脅威を想定し、情報セキュリテ
ィ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵
入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐
取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規程違反、設計・開発
の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監

査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等
(適用範囲)

第4条 情報セキュリティポリシーは、当該各号に定める範囲に適用する。

- (1) 行政機関の範囲：本基本方針が適用される行政機関は、内部部局、行政委員会、議会事務局、消防本部及び地方公営企業とする。
 - (2) 情報資産の範囲：本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。
 - ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
 - イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
 - ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (職員等の遵守義務)

第5条 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び基準類・手順類を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条にて規定する脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 組織体制：本市における情報セキュリティ活動を運営するための全序的な体制として、「沖縄市情報セキュリティ体制」を設ける。
- (2) 情報資産の分類と管理：本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) 情報システム全体の強靭性の向上：情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。
 - ア マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出しを不可とし、端末への多要素認証の導入等により、個人情報等の流出を防ぐ。
 - イ LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
 - ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、本市のイン

ターネットとの通信を集約した上で、沖縄県情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

- (4) 物理的セキュリティ：サーバー、サーバー室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (5) 人的セキュリティ：情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。
- (6) 技術的セキュリティ：コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。
- (7) 運用：情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。
- (8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用：業務委託する場合には、業務委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、業務委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じるように努める。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

(沖縄市情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 上記第6条、第7条及び第8条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める沖縄市情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ管理基準・利用手順の策定)

第10条 沖縄市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ管理基準類・手順類を策定するものとする。なお、情報セキュリティ管理基準類・手順類は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日決裁）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日決裁）

この基準は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日決裁）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日決裁）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。